

各委員からの御意見等まとめ

番号	委員御意見	意見に対する回答
1	育児が楽になる子育て支援サービスの充実ばかりに重きを置いてしまうと、「サービスされるのが当たり前」「サービスを受けないと損になる」と親が勘違いしてしまい、親育ちができず、結局は子どもに代償や負担がかかってしまうのではないのでしょうか。『子育ては大変なこともあるけど楽しい』『子育てをすることで自分（親）も成長できる』と思えるような親育ちもできるようなサポート体制や支援の必要性を感じます。	御意見を踏まえ今後とも検討してまいります。
2	「子育て支援サービス」として、子供を保育する場所の確保だけでなく、幼稚園のように子どもの心身の発達を助長できる環境をもっと整えてほしいです。また、保育園で「保育士」と、幼稚園で働く「幼稚園教諭」の待遇の格差をなくして、待遇を理由に幼稚園から転職してしまうことを防いでほしいです。	県では、私学助成を受ける幼稚園（子ども・子育て支援制度へ移行していない幼稚園）における人材確保を支援するため、教員の給与改善を行う幼稚園に対し、国の制度を活用して補助を行うとともに、県独自の補助も実施しています。令和4年度からは国の制度改正に対応し、補助率を従来の2分の1から3分の2に引き上げ、補助の充実を図っています。
3	「子育て当事者への支援」という意味で、学校の果たす役割は大きいと思います。教職員に加え、スクールカウンセラーなどへの保護者からの相談が多くなっています。保護者を支えないと子供の笑顔は見られないし、子供の笑顔があるから保護者は頑張ることができる、どうやったら子供・保護者が元気になるのか、いろいろな側面から助言したり、相談機関につなげたりしています。	
4	こども基本法でもこども大綱でも示されている権利主体としてのこども・若者、こども・若者の権利、人権をどう捉え、支えていくのか、児童の権利に関する条約批准から30年と言われる今、しっかりと議論していく必要があると考えます。乳幼児も含め、当事者としてのこども・若者の声を聴き、こども・若者、そして子育て当事者の意見を尊重しながら、それぞれのウェルビーイングを実現させていくにはどうすれば良いか、また、どのような意識の転換が必要か、どうやって施策に反映させていけるのか、考えていきたいと思ひます。	
5	年齢で区切らず、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者について、「大人として」とありますが、「こども」を大人と対比させ、大人を完成形として捉え、「こども」を大人になる前の未熟で未発達な存在と意味づけるのではなく、こどもはこどもとして大人と同様に社会を構成する対等な存在であるという基本的理解が求められていると考えます。ゆえに、こども基本法第1条にある「自立した個人として」とすべきではないでしょうか。	こども基本法において「こども」とは、「心身の発達の過程にある者をいう」とされており、こども大綱において「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にあるものを指している」と解説されています。県では、これらを参考に「こども」の定義をしました。御意見を踏まえ今後とも検討してまいります。
6	基本的方針の②の「意見形成への支援」について、どういったことを意味するのか分かりにくいように感じます。基本方針には、こどもをどういう存在として理解し、社会のなかに位置づけるかという捉え方、考え方が表れていると思いますが、こどもは意見をもっていない無力な存在と見なすのではなく、むしろ、一人ひとりのこどもがもっている思いや願い・考え・価値観は、その発達の過程において、たとえそれが乳幼児であっても、聴くに値するものとして尊重されるべきであるとして、大人や社会がこれに耳を傾け、こどもの声を聴くことこそが真にこどもの権利を保障するというのではないかと考えます。	こども・若者の意見聴取のあり方等については、御意見を踏まえて今後とも検討してまいります。
7	基本方針の③の「できるようになるまで」について、（全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで）自分らしく社会生活を送ることはもちろん大切なことではありますが、こども基本法で目指されているのは、「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」（第1条）であることから、また、発達のそれぞれの過程において「切れ目なく支える」という当該方針の趣旨を考えると、ここは「できるよう心身の発達の過程を通じて」ではないかでしょうか。	本表現は、こども大綱の「こども施策に関する基本的な方針」で使われている表現を引用しています。御意見を踏まえ今後とも検討してまいります。
8	基本的方針の④について、（若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできるよう支援する。）「チャレンジできるよう支援する」のは「仕事におけるキャリア」と「ライフイベント」というふうに読み取れます。「仕事におけるキャリア」への「チャレンジ」については、就職というライフイベントを経て、働くことを通じて人や社会とかわりながら自分らしい生き方を追求していくという意味で理解可能ですが、「ライフイベント」に「チャレンジ」するとはどういうことを表わしているのでしょうか。全体の趣旨としては、就職、結婚、子育てといったライフイベントを支援することなのではないかと思われませんが、基本的方針はこども・若者も含め、県民が理解しやすい表現をこころがけることになりまますので、ご検討ください。 ※文部科学省のキャリア教育にかかる中教審答申や厚生労働省のキャリア形成支援にかかる定義や考え方を確認する必要があります。	御意見を踏まえ今後とも検討してまいります。
9	「3 施策体系イメージ」図について、この図は、こども大綱の「こども施策を推進するために必要な事項」から作成されていますが、県として示す場合に考えるべきことがあるように感じます。まず、「ライフステージ」という用語は、基本的方針④の「ライフイベント」と同様、精査する必要があります。例えば、E.H.エリクソンによる生涯発達理論におけるライフサイクルは、壮年期や老年期まで人の生涯にわたるアイデンティティの発達の過程が考えられています。この体系イメージ図における「ライフステージ」は、人の一生を通して見たライフステージではなく、あくまでもこども・若者期（乳幼児期から青年期）までのライフステージを表わしているのではないかと考えられます。青年期を経て次世代としてやがて子ども・若者を支える立場や、子育ての当事者になるという意味では、ライフステージは繋がっていくものであり、「ライフステージを通して考える見方」は有用ではありますが、現在の表記・捉え方ですと、厳密には「ライフステージを通した」とは言い難いように感じております。 2) 次に、こども大綱でも使われているところではありますが、「ライフステージ別の重要事項（3つの時期）」にある「別の」という表記は、「ライフステージごとの重要事項（3つの視点）」ではどうかと考えます。また、現状の図では、時期をどう定義するかの説明にのみ留まっており、肝心の「重要事項」が書かれていないため、ここの中身の書き込みが必要であると思ひます。 「柱」と「視点」がニュージーランドの保育・幼児教育カリキュラムである「テ・ファーマーキ」の如く一枚の織物のように織り上げられるというイメージに似て（さらに各項目はそれを推進するそれぞれの現場や立場から創意工夫して追加される）立体的・複眼的になると考えます。 3) 「子育て当事者への支援に関する重要事項」も紙面のスペース的に厳しいところかと思ひますが、中身の書き込みが必要ではないかと考えます。	御意見を踏まえ今後とも検討してまいります。
10	保育現場でも同じですが、調査結果を見て、子育てに問題を抱えている家庭が確実に増えており、子育てが困難な世の中になっていることを改めて感じました。	

11	<p>子育て支援サービス・保育所等利用待機児童数推移、年齢別待機児童数について、データで待機児童数が減少していることは読み取れるますが、保育所等としている施設が具体的にどのような施設なのか読み取れないです。</p> <p>大多数が保育園であることは予想されますが、3歳児、4歳児以上児が減少していることに、幼稚園の通園、幼稚園での預かり保育の利用が関係していないのではないのでしょうか。</p>	御意見を参考に、より適切なデータが無いか検討してまいります。
12	<p>理想の数の子どもをもたない理由のデータについて、※対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚同士の夫婦と記載ありますが、およそ結婚した3組に1組が離婚している昨今、千葉県内において初婚同士にこだわらずに調査を行うことにより、上記調査とは違う理由を拾い上げることができるのではないのでしょうか。</p>	御意見を参考に、より適切なデータが無いか検討してまいります。
13	<p>子どもの貧困率の推移のデータについて、子どもの貧困率がH30～R3にかけて大幅に低下している理由を教えてください。大きな対策を講じたのでしょうか。</p>	<p>子どもの貧困率については、厚生労働省が国民生活基礎調査の結果から算出したデータのため、県における要因分析は行っておりませんが、民間シンクタンクが公表しているレポートによれば、「子どもの貧困率低下の主要因は稼働所得の増加であり、特に所得の低い層の賃金が緩やかに上昇していることと、共働き世帯や共働き正規職員世帯が増加したことが寄与している。新型コロナウイルス対策に伴う給付金の増加なども貧困率改善に一部寄与していると考えられるが、その影響は限定的である。」との分析が示されています。</p> <p>【参考】 三菱UFリサーチ&コンサルティング株公開レポート 「子どもの貧困率」はなぜ下がっているのか？-統計的要因分析- https://www.murc.jp/library/report/seiken_230814_02/</p>
14	<p>「子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況」という標題で、多方面にわたり、様々なデータをお示しくださっています。</p> <p>ここに、各種データが示されていますが、そこから何を読み取り、どう整理したか、何が本県の課題であるか等の記述がないまま資料提示だけなされているため、項目別にあるいは各項目との関連や全体を俯瞰した要点だけでも示されると良いかと思われまます。</p>	計画を策定する際は、現状と課題を併せて各種データを示してまいります。
15	<p>全国データに並べて県データが示されている調査結果もありますが、そうでないものもあるようです。例えば、p.2の資料は、子ども家庭庁HPほか、いろいろと目にするようになった調査結果ですが、これに類する県の調査結果があると、千葉県固有の状況や課題が見えてくるように感じます。p.4のこの子どもの貧困にかかる県の状況、p.5の外国にルーツを持つ子どもの状況の人数だけでなく県内分布の特徴、p.12若者の自立については県の課題である若者の県外流出に関するデータ等も補足されてはいかでしょうか。</p>	御意見を参考に、より適切なデータが無いか検討してまいります。
16	<p>スケジュールにおいて、子ども・子育て会議と(仮称)千葉県子ども計画策定会議はほぼ同一の進行となっており、また、各議題は計画策定会議の後に子ども・子育て会議の議題となっているが、子ども計画の策定プロセスにおける、それぞれの会議の位置づけを明確にしたい。</p>	<p>(仮称)千葉県子ども計画には、子ども・子育て支援法に基づく「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」が含まれます。</p> <p>そのため、(仮称)千葉県子ども計画策定会議設置後も、引き続き法定会議体である子ども・子育て会議においても本計画に係る審議を行っていただく必要があります。</p>
17	<p>こどもの意見聴取について、配慮の必要な子ども等へのヒアリングは計画策定において重要事項だと考えます。</p> <p>一方、都道府県子ども計画を勘案して市町村子ども計画を策定する市町村においても同様と思われるため、例えば児童相談所利用児童へのヒアリング等があれば、個人情報排除したうえでヒアリング結果を共有していただけると大変ありがたいです。</p>	御意見を踏まえ、関係課と連携して、検討してまいります。